

かどうか、家の少なくとも一部屋を暖める器材があるのかどうか、勉強や宿題をするのにふさわしい場所があるのかどうか、お金が掛かるため学校の遠足や行事に参加できるのかどうかというのはまさに彼ら、彼女たちの日々の暮らしを取り巻く具体的な指標になり得るような現実的側面にスポットを当てているなど私自身思うところがございますので、より彼らの動向ということを正確に分かって施策に反映できるように、その指標をこれからしっかりと作っていけるように、ソーシャルワーカーあるいは学校の現場の方々、社会福祉の方々、厚生労働省ともしっかりと相談をしながら、ディペンダブルな指標を出すということをまず当面の目標にして、そして、それでしっかりと現実を捕捉していくということに注力したいと考えております。

○相原久美子君 ありがとうございます。

大臣はお子さんがいらっしやあって、多分身近に見てよく分かると思うのですが、私もやっぱり周辺を見ていまして、義務教育であっても本当にお金掛かるんですね、ほかのお金。例えて言えば、本当に先ほどおっしゃったように、修学旅行のお金ですか、例えて言えば、まあ活動、うちの北海道辺りですと、スキートの授業がありますと言えばスキーを買わなきゃならないですとか、子供の成長に合わせて非常にお金が掛かっていく。

ところが、その調査をしない限り、見えない部分なんです。その子供たちがお金がなくて修学旅行へ行けないのかどうかということも、やはり子供の貧困の実態をつかむということでは必要なんだろうと思っております。相当、やはり調べることにについては分析にも大変な労力が掛かると思いますけれども、実態をしっかりとつかんで、それに適応する施策をとということであれば、やはりそこが必要なのかなと思っております。是非よろしくお願いしたいと思います。

それでは次に、子ども・子育て新支援制度についてお伺いしたいと思います。

子ども・子育て支援の充実として、消費税引上げ相当額で実施すると確認されておりました質の改善のため、二〇一五年度予算では五千億円超を計上しております。この二〇一五年度における質の改善項目として、三歳児の職員配置基準、これが二十対一から十五対一へと改善した場合に、三歳児配置の改善加算が付くということになっております。

配置基準の改善につきましては、保育士の処遇改善ですとか離職防止、人材確保、保育の質の向上に直結するというところで、これはもう民間、公立問わずに実施していくことだろうと思っておりますけれども。

しかしながら、この自治体の持っている公立の

ところなんかはなかなか基準の見直しに適応していないように思われるんですね、考え方として。その意味では、所管省庁である厚生労働省、それから文科省にもなるんでしょうか、公立の施設における量の拡充及び質の改善のため、これもしっかりと予算の措置がされているんだということ十分に伝えていく必要が、これは子供の安心、安全の面からも必要なのではないかと思うのですが、これについてどういような形で考えていらっしゃるのか、お伺いしたいと思います。

○政府参考人（木下賢志君） 答えいたします。

ただいま先生御指摘のように、新制度におきましては、保育士の配置基準につきまして、民間保育所に適用される公定価格の中で三歳児の配置基準を二十対一から十五対一とした場合に保育士の人件費等の費用を加算するということとしております。この改善につきましてですが、金額が地方負担により運営される公立保育所においても同様に行うこととしております。そのために必要となる費用につきまして、二十七年の予算案に社会保障の充実分という形で盛り込んでいくところがございます。

なお、各市町村に対しまして総務省におきまして適切に地方財政措置を講じる方針であると承知しております、この方針については地方自治体に対しても周知をしているところでございます。

また、こういった配置基準の改善のためには保育士の確保が極めて大事だと思っております。厚生労働省におきましては、保育士確保を強力に進めるために本年一月に保育士の確保プランを作成しております、様々な支援策を講じながら保育士の確保も併せて進めたいと考えてございます。

○相原久美子君 ありがとうございます。

所管の省庁としては是非、有資格者は相当数いるんですね。ただ、なぜ本当に実際に保育士の不足が起きているのかという点は、多々理由はあると思いますけれども、その一つに、大きなものかというと、やはり処遇の問題なんです。ですから、しっかりと今回の方針を伝えていただいて、少しでも保育士の皆さんが安心して働けて、そして、なおかつ有資格者の皆さんがその職場にしっかりと入り込んでいけるような、そういう取組として進めていただければと思います。

同じく、二〇一五年度における質の改善の項目として、民間保育所の保育士の三％給与改善加算が実施されます。さらに、民間保育所の公定価格について、今お話ありました様々な施策の一つとして、いわゆる国家公務員の給与の改定で反映される部分二％の改善がなされるということでございます。厚生労働省は、先ほどおっしゃいましたように、この三月、保育士就職促進対策集中月間という月間を設けて、そして保育士さんたちの処

遇の改善をうたって、そしてチラシにも明確に記載しているようです。

しかし一方では、この給与の加算、処遇の改善というのは、実施は事業者になるわけですから、ここが確実に担保されるのかどうかというところが不安なのですが、それについてはいかがなんでしょうか。

○政府参考人(木下賢志君) ただいま委員御紹介いただきましたように、今回の消費税財源を活用して公定価格上三％相当の処遇改善ということを行うこととしております。その具体的な対応としては、やっぱり職員の勤務年数ですとかあるいは経験年数等に応じた人件費の加算という形で処遇改善等加算を設けることとしております。

また、今おっしゃいましたように、平成二十六年度の国家公務員給与改定に対応して人件費二％相当の改善措置も併せて行っております。これも四月からの公定価格に反映させることとしております。具体的に、やはりこの取組によって賃金の改善が確実に行われるということが本当に大事なことでございます。

そういう意味で、処遇改善等加算の運用に当たりますとは、毎年各保育所におきまして賃金改善の実施計画を策定していただいた上で、実際に賃金を改善し、その実績を報告することを加算の要件としていただいております。こういった

賃金の改善が円滑に実施されますように、我々としてはしっかりと監視していきたいと思っております。

○相原久美子君 ありがとうございます。

是非、本当に現場の皆さんの処遇が改善されていくという方向へ進めていくようお願いしたいと思います。

ここで、最後にお伺いしたいのですが、公立保育園のところでは、地方消費税の引上げ分の用途については、これは公立保育所の保育士の給与の上乗せにも用途が認められているというふうに認識しているのですが、それで間違いないのでしょうか。

また、もしそれが認められているということであるならば、実は公立保育所の今もう五割を超える保育士さんが臨時とか非常勤と言われる非正規が担っているという現状にあるわけですが、当然この引上げ分の用途はこれらの職員にも充当可能と考えてよいのでしょうか。

○大臣政務官(あかま二郎君) 答えをいたします。

今回の国、地方の消費税率の引上げに伴う引上げ分の地方消費税収については、地方税法において、「消費税法第一条第二項に規定する経費その他社会保障施策に要する経費に充てるものとす」というふうにされております。この社会保

障施策については、社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいうふうになされております。

御指摘の公立保育所の保育士の給与改善費や非常勤保育士の給与については、国、地方の役割分担に応じた消費税の配分を協議した国と地方の協議の場において社会保障四分野の給付として整理されたものでございます。これらについては、社会保障施策に要する経費に当たるものとして引上げ分の地方消費税を充てることのできるものというふうに思っております。

○相原久美子君 ありがとうございます。

地方自治体におかれましても、今日のやり取り聞かれている自治体についてはしっかりとそれを捉まえていただければと思います。

自治体のいわゆる保育施設、これが老朽化しているという話をあちらこちらでよく聞きます。独自財源の確保が難しいとか、いろいろと自治体自体が理由として挙げている部分もあるのですけれども、まして地方分権の時代ですから、私も、自治体に対して国がどうせいこうせいという話にはならないのだと思うんですけれども、子供の保育の環境をしっかりと確保するという観点から、やはり災害も多くなってきておりますので、老朽化の施設についてはしっかりと改修、建て替えをしていくということがやはり必要なだろうと思

っております。

その意味で、国としては、地方公共団体が持っている保育園等々の施設に対する予算の措置というものはあるのかどうか、それが実際にしっかりと周知されているのかどうか、お伺いしたいと思います。

○大臣政務官（あかま二郎君） お答えいたします。

先生御指摘の公立保育所の改修、建て替えについてしっかりとフォローができていくかということでございますが、先生当初御指摘のとおり、公立保育所に係る施設整備費について、三位一体の改革による税源移譲に併せて国庫補助金が一般財源化され、現在は全額が地方負担となっておりますが、一般財源化に係る地方債や社会福祉施設整備事業債の対象となっており、国庫補助金の一般財源化による影響が生じないよう適切に地方財政措置を講じているところでございます。

また、このほかにも、市町村の判断により、一定の要件の下で、平成二十七年から新たに創設する集約化、複合化、転用に係る地方債、また過疎地域においては過疎対策事業債の活用が可能というふうになる形でございます。

さらに、地域防災計画上、公立保育所の耐震改修、これを進める必要があるとされた事業については、緊急防災・減災事業債、充当率一〇〇%、

交付税措置七〇%の対象としておるところでございます。

市町村が行う公立保育所の建て替えや耐震改修等について、財政運営に支障が生じないよう、総務省としても引き続き適切に地方財政措置を講じてまいりたいというふうに思っております。

なお、先生の方から周知ということでございますが、説明会等々で周知をしているところがございます。引き続き努力をしてまいりたい、そう思っております。

○相原久美子君 ありがとうございます。

国はやっぱりしっかりと措置をしているのだと。これを受け止める自治体の問題になってしまうのですが、我々もしっかりと自治体側には知らせていきたいと思えますけれども、やはり子供、これが地方に隅々にまで行き渡るようにそれぞれの担当のところで御努力をお願いしたいと思っております。

次に、障害者施策についてお伺いしたいと思います。

二〇一四年一月に我が国は障害者権利条約を批准し、二月に発効いたしました。条約上の義務から、発効後二年以内に最初の政府報告書を国連の障害者権利委員会に提出することとなっております。